

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法」等の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、公金事務の私人委託に関する制度の見直し等を行う地方自治法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している地方自治法及び地方自治法施行令の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日